(下線部分改正) 現行 改正 (約款の趣旨) (約款の趣旨) 第1条 第1条 1. この約款は、お客様(この約款に基づいて開設する口座の口座名義人を指し 1. この約款は、お客様(この約款に基づいて開設する口座の口座名義人を指 します。)が租税特別措置法第9条の8に規定する配当所得の非課税及び同法 します。)が租税特別措置法第9条の8に規定する配当所得の非課税及び同法 第37条の14に規定する譲渡所得等の非課税の特例(以下、「NISA 口座に係る 第37条の14に規定する譲渡所得等の非課税の特例(以下、「NISA 口座に係る 非課税の特例 | といいます。)の適用を受けるために株式会社 CONNECT (以 非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために大和コネクト証券株式会 下、「当社」といいます。) に開設された非課税口座(以下、「NISA口座」とい 社(以下、「当社 | といいます。)に開設された非課税口座(以下、「NISA口座 | います。)について、当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 といいます。) について、当社との権利義務関係を明確にするための取決めで す。 2. (略) 2. (現行どおり) (約款の変更) (約款の変更) 第17条 第 17 条 この約款は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸 この約款は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸 規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第548条の4の規定に基づき 規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第548条の4の規定に基づき 変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びにその 変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びにその 効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第 11 条の通知 効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第11条の通知 方法にてご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないと 方法にてご通知します。 きはご同意いただいたものとして取り扱います。 附則 附則

以上

株式会社 CONNECT

この約款は、2023年5月1日より適用されます。

この約款は、2021年4月1日より適用されます。

以上

大和コネクト証券株式会社